

県民会議委員の個別意見

※ 各事業の総括を取りまとめる過程で委員から出された意見で、各事業の総括に取り上げなかった意見や明示的には取り上げなかった意見。

1 水源の森林づくり事業の推進

- ・ 山で生まれ育ち、林業に携わり、親の代から豊かな山を作る技術を伝承している県民の方々の言葉に耳を貸すべきだ。
 - ・ 森林管理と、立木を伐採・販売してそれなりの収入を得ることを両立させるには、そのための技術が必要だ。県には、各林家が持つ森林とその林家の力量まで考えた指導などできるはずがないのだから、決め付けや不遜な態度は慎み、謙虚に学ぶ態度が求められる。
 - ・ 大きくなり過ぎた木は風の抵抗が大きくなり、傾けば水が入って崩れの原因になり、また、森林は少子高齢化すると関係者は口を揃える。「大木を放置し最小限の施業に留める」とした県の『森林整備の手引き』の広葉樹林の施業方針は疑問である。
 - ・ 整備協定締結地では、20年という期間、森林所有者はその森林を使って後継者を育成することができない。これまで契約している森林所有者との間でも、自分で経営をしたい人に山を返す仕組み(中途解約権)や、森林を使って後継者を育てることを許す仕組み(地上利用権)が必要である。
 - ・ 長期施業受委託契約が始まったことで、これまで行われてきた一般競争入札における「よそ者と新参者の急ぎ仕事」の「よそ者」の部分は改善されたが、今後は森林所有者と林業の距離をいかに縮めるかも評価対象とすることが望まれる。
 - ・ 雇用・労働力・常用(フルタイム)という今の森林塾の形態は、そのよさを打ち消しており、それが若い意欲ある人材が流出する原因ともなっている。
 - ・ 将来の地域を支える若い芽を育てようとするならば、作業道の指針や、道を入れない場所の指定など、基本的な決まりごとの整備が必要である。
 - ・ 水源環境税がなくなれば林業従事者の所得水準はまた元に戻り、仕事が減って経営が成り立たなくなった林業会社は他県へ出て行き、神奈川県の森林で働く人はいなくなる。
 - ・ 一般競争入札で山を知らない新規参入者をたくさん入れることによって安全や品質、持続可能性が犠牲になっている。
 - ・ 宮ヶ瀬湖上流は広葉樹林の整備箇所が多いが、事業実施前後、全体を面的にみた場合、果たして整備前より後のほうが下床植生が回復したといえるのかどうか。
 - ・ モニタリングの質的指標が、「森林が適正に手入れされている状態」とされているが、人工林と広葉樹林では、「適正な手入れ」とその「状態」はおのずと異なるはずであり、現場で施業にあたる伐採業者や現場担当者に対し、目標とする森林の状態や指標を明確に示していく必要がある。
- また、広葉樹林は、生物多様性の保全の観点から、つる植物や低木林の伐採は最小限にとどめ、特に急傾斜地や北斜面では伐採は行わないなどの配慮が求められる。
- ・ 水源の森林づくりについて、人工林の部分と自然林の部分を一括りにするよりは、整備手法も含めて分けて説明した方がよい。
 - ・ 標高の低い人工林内よりも、丹沢の自然林の下層植生の回復の方が大事ではないか。
 - ・ 自然林の担当者と人工林の担当者とを一緒にすることは必ずしも悪いことではなくて、これが一体となっているので、いろいろな連携も高いレベルにあるのではないか。
 - ・ 広葉樹林の受光伐や、作業道の計画も、その土地に根ざした林業者でなければ進めることはできない。将来の地域を支える若い芽を育てようとするならば、作業道の指針や、道を入れない場所の指定など、基本的な決まりごとを整備する必要がある。
 - ・ 平成25年度から導入された整備手法では、広葉樹の手入れを最小限にすることになっている。県民は、県の努力や試行錯誤をいかに有効に生かすかを期待しているのであるから、今後は、地域ごとの方針や、効果が有った受光伐の事例、失敗事例などを議論する場を設けるべきである。
 - ・ もし広葉樹林の整備手法が開発途上であるのであれば、それを県民に広く議論してもらう必要も感じられる。また委員が現場を理解する上でも、整備の手引きを公開し、広く議論を起こすことが必要ではないか。そこに鹿が多いのであれば、思い切って柵で囲えばいいし、同時にそれ以外の対策技術の開発も進めるべきである。今後は、最小限の手入れで効果が上がっていないなど、改善する現場の洗い出しや、手直しの計画が必要である。

- ・ これまでの事業モニターで、目標林型に向けた施業方法に対して、識者からより効果的なやり方が他にもあるのではないかという指摘が少なからずあった。前例が乏しく地主の意向もあるので慎重に進める県の姿勢も理解出来るが、貴重な水源の森林の将来に影響することなので、実験林を設定して試行するなど、目標林型への誘導により適した施業手法を模索すべきで、そうした研究の場を設けることを提案する。
- ・ 労働力の定着の観点からも、林業事業体の安定的な受注体制の確保を図るため、森林整備業務の包括的な発注の拡大を検討していただきたい。
- ・ 森林整備の水質面での効果に関しては、アオコ発生元であるダムに入ってくる栄養塩の量は、森林を整備して減る量は微々たるもので、基本的には生活排水が一番主なものであるが、飲料水のレベルよりももっと質の高い水を供給出来る場所にターゲットが置かれているという形で考える必要がある。
- ・ 丹沢の広葉樹林の下層植生が少ないのは、シカ等の事情の厳しさを示しているを読み取れ、努力をしても外力のために現状は厳しいとの見方もあり得る。
- ・ モニタリング結果について、その内容、形式が評価する上で十分とは言い難く、モニタリング方法の改正が検討課題である。今後、事業の評価及び報告を行うための新しい調査として、全ての整備箇所について、①整備直前の林相（林況）、②整備内容（整備を繰り返したらその履歴）、③整備直後の林相、④整備後（3～5年後）の林相、を台帳として記録し、基礎データの収集を行う必要がある。
- ・ モニタリングの指標として用いる開空度の基準については、事業を実施してどのように植生が変化し、回復したかの結果に基づき設定する必要がある。
- ・ 森林整備状況については、例えば航空写真を活用するなど視覚に訴える情報を提供し、県民に分かりやすく説明していくことも必要である。
- ・ 間伐が進み、手入れされた森林が目立つようになってきていることは県民目線でも分かり、評価出来る。全体計画 20 年間の半ばに近づくに従い、さらにそのことが顕著になると思われるが、計画期間満了後、または整備後の将来の検討を念頭に入れる時期になっていることも留意していただきたい。
- ・ 広大な面積の水源林が確保され、整備されつつあるのは評価できるが、水源林の大半は契約期間があり、それが満期を迎えた後はどうなるのかが心配である。かながわ森林塾を修了した人材が未永く林業で活躍していくには確保された水源林の存在が欠かせず、そのような観点からも長期施業受委託のような長い期間にわたって森林の面倒が見ていけるシステムが必要である。
- ・ これまでの取組における不足点は、森林で働く人の後継者がどれだけ増えたかの視点であり、20 年後が終わったときに、何人が育っていれば、あるいは何人が事業を始めていけば、何人の後継者が生まれればこの状態は解消して、それに向けてどう人材や産業を育成したり、仕組みをつくったりすることが可能なかを示すことが問題の解決になる。
- ・ 県が 20 年の契約で所有者から借り上げる仕組みは、森林と所有者の距離は離れるばかりで、将来に何も残さない。県は、公助にしかできないことに徹し、その後の進む道は自ら選ばせるしかない。
- ・ 神奈川県は本格的に森林の公的管理の道を進んできたが、その後超過課税を導入したどの県も、森林組合の活性化、森林所有者からの一時的なバトンタッチ、高標高の往復するのも大変な森林の支援などの条件を付けた上で助成をしている。神奈川県は、7 年を経過したこの時点においても、日本一金のかかるやり方以外の道をつけることができていない。
- ・ 本事業の目的と県の役割は、整備の手が入らない森林が増えすぎた状態を緊急避難的に県が管理しながら（公的管理）、県が管理しなくてもいい状態に移行させることであり、県の管理を継続していくことを前提とするものではない。第 2 期も後半に入り、それぞれの地域の森林を責任を持って管理する主体を決めていかないと、集中豪雨などの自然災害にも備えられない。水源地域に森林を引き継ぐ者をいかに育てるか、山を強くする最短の道である。
- ・ 行政の行う使命（公助）の第一義とは、自助の促進である。県は、20 年の計画が終了した段階で、自律的に森林経営を担う後継者が育成されると共に、後継者を育てる仕組みが整備されていなければならない。現在のように一般競争入札を続けていて、果たしてそれは実現するだろうかという議論を県や県民会議で行うべき。
- ・ 県が前面に出て森林整備を行うことで、多くの試行錯誤と共に、手法の開発が進んでいくことはよいことであるが、それをどう地域や森林所有者に還元し、最大限活かされるかを考えると、現行の入札方式は必ずしも適した方法であるとは言えず、今後は林家自身の施業への参加のあり方が課題になる。
- ・ 持続可能な森林は、林業会社のような事業体とその従業員のような、フルタイムの人材だけで維持することはできない。県が借り上げ、業者に伐らせるだけの単純なやり方では、そこから細かく収益を上げるノウハウは生まれず、後継者も出ない。今の一般競争入札のやり方では、地域の自立的な判断力や裁量を奪い、後継者の芽も摘んでいる。

- ・ 一次産業の再生は、まさに経営者の発掘と育成であり、企業や役所など組織の手垢のつく前の孫世代の若者を最初から経営者として育てる方が、よい後継者に育つことは全国各地で立証されている。
- ・ 森林整備をすれば、森林からの蒸散量は一時的であっても減るが、森林と材木の価値は上がる。また一次産業では、良好な環境がなければ次世代に渡すことができないのであるから、一次産業が健全であることは、税金を投入することなく良好な環境を維持する上で最も有効である。
- ・ 外国から安い材が入ってきて売れなくなったことは原因でなく、現象に過ぎず、森林が荒廃に至った原因についての議論を十分すべき。
- ・ 施策の企画や実施のあらゆる段階において、そこに女性の視点があるか、女性が水源地域に魅力を感じるようになるか、という視点による点検が求められる。
- ・ 森林施策の見直しに当たっては、全国各地で展開されている様々なやり方を研究し、神奈川県の良いところと弱いところをあらためて確認すると共に、後から始めた県の良い点を学ぶことが大切である。
- ・ 森林塾で教えられていることは、公共工事の請け方と伐採・搬出・植林だけである。育林も販売も流通加工も商品化も市場開拓も教えていない。山の歴史やその後の山の管理もわからないと信頼される山のプロにはなれない。今から経営者を育てる方向に転換すべきである。
- ・ 平成24年度以降だけでも、森林塾の受講生が研修中に掛かり木の処理中に事故に巻き込まれたり、伐採現場で働いていた林業会社の社員が若い命を落とされた。県が今の体制で森林塾を行う限り、安全指導の資格はない。
- ・ 安全文化の第一は、現場の整理整頓と情意管理であるが、毎年、森林塾の授業参観をした限りでは、そういう指導はなされておらず、県の職員のこれまでの言動を見る限り、職場の安全管理を指導できる水準に達している者はいないと感じている。
- ・ 現場においても、県の指導基準の曖昧さが至るところに感じられる。長期施業受委託契約の森林を見学した際、現場のゴミの片づけが終わっておらず、作業道幅員も不規則で、多くの立木には傷があった。雑な整備が気になって関係部署に確認したが、そのことに関する問題意識はまるでなかった。
- ・ 脆くて崩れやすい丹沢の山々には、精緻で強固な作業道が必要であり、県は道幅基準の意義を形骸化させてはならない。
- ・ 長期施業受委託契約には、作業道で余分に削り過ぎた部分の原状回復や崩落による損害賠償に関する定めが必要である。
- ・ 国立公園が広がる丹沢山地に、ガラス片が混じった再生砂利の作業道が増えており、品質基準の見直しが必要である。
- ・ 間伐率と搬出量に応じて支払う仕組みに問題が凝縮している。東丹沢と比べて西丹沢は路網がない分だけ、搬出も難しく、同じ制度の下で林業をしても、受け取れる助成には不均衡も生じている。山梨県や鳥取県のように、県の助成金支払い条件を作業道幅員2.5mまでと規定すべきである。
- ・ 県には、助成を受ける事業者の経営全般についてや、水源環境税終了後も健全に事業を維持継続できるだけの体質強化が進んでいるか、正確に把握する能力が求められている。各事業体が今後も今の経営を維持できると考えているなら、県の見通しは甘い。
- ・ 県は、これまであまりにも森林の公益的機能を強調しすぎているが、人工林が循環利用され持続可能となるためには、①林業が健全に行われることが前提であり、②健全な林業が行われた結果、公益的機能も高まるのであって、経済性(材価の安定)なくして持続可能であるはずはない。
- ・ 国が拡大造林を進めた時代、同様に県内でも人工林を拡大し、人工林にすべきでない所まで人工林にしてしまったことは県の失政でもある。こうした経緯や背景を県民にきちんと説明し、地域の意見に従って対策を進める必要がある。
- ・ 県の森林整備は例外なく入札にかけられているが、森林組合が地域の森林の履歴を管理できなければ、次世代への責任を果たす地域の中核組織としての役割を果たせない。
- ・ 森林塾における女性の参加は平成24年度からであるが、一人も定着していない(男性がやめる率は低い)。最低限女性が相談できる女性職員の配置が不可欠であるし、選考や研修のどの過程に問題があるかを森林塾運営委員会で十分に検証すべき。
- ・ 林業における女性の視点や、現場における女性の存在は不可欠であり、トイレひとつとっても大変な女性の士気向上に配慮すると共に、現場の人間関係やセクハラ対策には、細心の注意を払わなければならない。
- ・ 戦略的に森林を考える上では、女性の視点も欠かせない。森林塾運営委員会や森林塾にも戦略的に女性を配置して、女性が活動や相談がしやすい体制を備える必要がある。
- ・ 森林塾生はほとんどが無職であることを考えると、研修後半は就労した場合と同じペースで研修し、カリ

キュラムは同じでも早めに研修を修了させるような研修日程の見直しが必要ではないか。

- ・ 森林塾は、森林の将来を切り拓く人材を育成する以上、平成 39 年度以降も視野に入れて森林と林業が目指す姿と、そこに求められる人物像を明確にする必要がある。また希望者の間口を広げるためには、土日集中コースの開設を検討すべきである。
- ・ 林業会社の多くは零細で、受け身で余裕のない経営になっているのではないか。森林塾の卒業生には、そうした現場の現状を自ら打開し、将来の見通しを立てることが求められることから、指導内容に組み込む必要がある。
- ・ 森林塾は、最盛期に必要な 400 人の労働力の目標を、平成 29 年度以降は毎年 311 人と試算しているが、林業会社はこれまでの卒業生の受け入れによって、すでに若い世代への交代が完了し、これ以上の常用労働力を受け入れる余力はない。今後は税の終了に向けて、森林経営者の技術向上や、自伐型（副業型）の若手人材の育成に方向を変えていく必要がある。
- ・ 本来林業は時間の制約を受けにくいことが魅力であり、都市部の不安定な雇用に振り回されている今の若者達には、継続的に仕事がある副業としての林業は見直されている。雇用・労働力・常用（フルタイム）という今の森林塾の形態は、そのよさを打ち消しており、それが他県に意欲ある人材が流出する原因ともなっている。超過課税がなくなった後に求められる人材は、被雇用者ではなく、森ともう一つのフィールドを行き来する経営者であり、森林塾もこうした若い世代に対応し、土日集中型の設置などを検討する段階に来ている。
- ・ 林業の副収入となる罾の免許の取得機会は、森林塾にも設けるべきである。折角山へ行って、木を伐ってくるだけでは生産性が低い。一度山へ入ったら、そこにはいろいろなやるべきことがあり、それがこなせるのが本当のプロである。
- ・ 仕留めた鹿を下す作業は高齢化した狩猟者の負担は大きく、森林組合の職員の間にも、それを補うためにも、総合的に森林を管理していく上でも、罾の免許の取得機会を増やして欲しいとの要望があり、森林塾でも、罾の免許取得支援は必要である。
- ・ 森林塾は、総合的に森林を支える担い手の育成の場とし、シカなどの野生生物についての知識や、狩猟免許を取得出来るような指導も必要である。特に、整備した森林がシカの食害にあう現状を自ら打開出来るようになれば現場の意欲を向上させ、シカ肉や毛皮を臨時収入とすることも可能である。
- ・ 県内の林業会社と森林組合の約 8 割にはホームページがなく、林業のフェイスブックも 1 つしか存在しない。そこで働く若者が、季節折々の山の姿や、工務店・消費者に向けて地域材の魅力を発信することで、全国に多くのファンと、林業の最新の情報を獲得している。川上と川下、横の関係を結ぶ上で広く情報を得ることは欠かせないし、卒業後に課題にぶつかった時に、彼らを救うことになる。森林塾は、彼らが生きていく上で必要な技術を身につけられる場であって欲しい。
- ・ どこにどんな材の需要があるかがわかる ICT の遅れは、材価の低迷の一因でもある。森林塾では、情報の取り方、読み方、材価の主導の仕方なども教えていくべき。
- ・ 森林塾生には、丹沢という脆い山で生きていく以上、事故の危険はつきものであることを前提とし、常に仕事のあり方を見直す謙虚さを学んで欲しい。

2 丹沢大山の保全・再生対策

- ・ シカの生息数の増加は、結果として森林の水源かん養機能、ひいては治山治水機能を棄損することになるので、水源の森林エリア、丹沢大山エリアや地域水源林に限定せず、全県にわたり早急にシカの頭数管理を行う必要がある。また、シカの生息地域に県境はないので、隣接する都県と連携して取り組むべきである。
- ・ シカの生息数については全体的な実態把握は困難なことはわかるが、地域が育んだ実のなる樹木を県が伐ってしまったことで山が貧しくなって獣が山の上や下に出て来ざるを得なくなっていることも想定されるのであるから、山の整備状況と標高別の生息状況が見えるような調査も必要である。
- ・ ワイルドライフ・レンジャーは危険を伴う厳しい仕事であるが、1 年契約で生活の保証もない。専門職の非正規雇用拡大の実態は今も放置されている。
- ・ ワイルドライフ・レンジャーは 1 年契約で、鹿の捕獲だけに特化していて、長期的に山を見る勉強の機会が少ない。長い経験を積んで、真の山のプロとなれるよう応援してあげて欲しい。
- ・ 未熟な技術での罾設置により、錯誤捕獲や人身事故に至る事故が各地で起きている。安易に罾猟を推奨するのではなく、地元猟友会など地域で狩猟に従事してきた方の意見を十分考慮したうえで検討すべきである。
- ・ 猟友会の高齢化・後継者不足などの課題がある中で、管理捕獲を単年度契約のワイルドライフ・レンジャー（非正規雇用）の継続で急場をしのいでいる状況であり、管理捕獲技術の伝承が課題である。丹沢大山の保

全・再生の基盤を支える管理捕獲技術を外注しているところに取組の脆弱さが感じられ、職員自ら率先して管理捕獲の技術を身に付け、業務を執行する姿勢や気概を持つことが必要である。

- ・ 罾猟は、体力の低下した高齢者でも経験の少ない若者でも容易に参入できることから、森林組合や林業会社などの森林従事者に罾の免許の取得を奨励すれば、狩猟従事者の間口を広げることができる。
- ・ シカ対策として、森林塾に対策の単元をつくり、卒業までに狩猟免許まで取れる仕組みにすることで、担い手の若返りと同時に、シカの山からの搬出費節減が可能である。
- ・ 撃った鹿の利活用を進めるためには、既存の食肉事業の一環として加工ラインを設けることが最も効率がよく、県はそうした事業者への助成を検討する必要がある。
- ・ 現在検討中のブナ林の立ち枯れ対策は、ブナハバチの捕獲や薬物投与以外の方法が見つかっていないが、枯れた木そのものをよく調べて原因と対策を検討し、木の自然治癒力や体力の減退の原因を取り除く技術を開発した方が、永遠に薬物使用を続けるよりも副作用がなく、木の体力を奪わず、経費も安いのではないだろうか。
- ・ ブナの立ち枯れの原因調査のモニタリングが行われているが、未だ明確で有効な対策が打ち出せているとはいえない状況であり対策を講ずることが必要である。ブナハバチ対策の前段階として、土壌に手を加えた場合の効果を見るために、実験林あるいは実験木の設定を提案したい。
- ・ ブナ林の調査研究は、専門知識と技術が必要な分野であり、研究成果が出るまでにある程度の期間が必要と思われることから、長期のプロジェクトを遂行するために、研究員の体制強化が必要と思われる。
- ・ 丹沢大山の自然再生が掲げるビジョンは「人も自然もいきいき」であり、森林で働く人や産業の活性化も含まれているが、人間の森林への関与をどう多様化・多角化し多面的に取り組むかという試みは絶えず求められる。

3 溪畔林整備事業

- ・ 5か年計画に対する予算執行状況では平成27年度で累計172.4%と大幅に超過している。平成28年度予測を含むと209.3%と予算に対して2倍の実績となる。故に、事業費が計画に対して超過した事業内容がわかるように、事業項目毎の執行状況を明確にし、今後の溪畔林整備での整備方針、予算立てに生かすべきである。
- ・ 「溪畔林整備の手引き」は、対策前後の写真を同時期のものとして比較した方がよい。また、過去の経緯や今後その手引きが活用される見通しの説明がなければ、効果は限定的である。
- ・ 溪畔林は最も攪乱されやすい場所であり、所有していてもお金を生まないから、整備の手引きが作られても民間でそれが現場に使われるのは、水源施策の期間の10年であり、その後の維持管理をどうするのかも不明である。
- ・ 現場の士気向上のためにも、この調査研究の担い手は、超過課税終了後、どのように一般会計へ引き継がれるのかという議論が必要である。また、今後それを引き継ぎ、率いていく人が誰なのかも明確でない。
- ・ 現場の調査研究の効果を市町村に生かしてもらおうというのは簡単だが、県と市町村の関係や、その活かし方をどう伝え、その後も連絡をとりあう仕組みまで含めて開発する必要がある。
- ・ 植生保護柵の設置が重点的に行われているが、この柵は倒木によって網が破損したり、沢の増水で金網や支柱の下部が洗われてしまい、その役目を果たさなくなることがあるので定期的な点検・修理が必要である。
- ・ 東丹沢の溪流にも、溪畔林整備が必要と思われる崩壊地やヒダサンショウウオ、ナガレガゴガエルなど希少生物が分布する沢があるため、土壌保全や生物多様性の保全に効果が得られているようであれば、対象範囲を拡大、あるいは見なおすなどして、事業の推進を図れるとよい。
- ・ 事業を積極的に進めていただきたいが、事業対象区域を明確化するともに、指標追加などモニタリングの規模をもう少し拡大していただきたい。
- ・ 周辺環境に配慮した治山事業が実施されているため、同一地域内の事業であれば溪畔林整備の中に組み込み、一体化して進めていただきたい。
- ・ 治山治水工事とその後の森林整備とが矛盾しないよう、双方の計画をよくすり合わせて行うことが大切である。
- ・ 溪畔林整備は新しい概念の事業であり、生物の生息環境等について新しい基準や考え方が出て来ていることを踏まえ、それらも取り込みながら実施していただきたい。
- ・ 評価の質的指標である「植生が回復し、土壌が保全されている状態」について、事業の目的に「水質浄化」「生物多様性の保全」を謳っているならば、「水質」や「生物相」の指標を設定し、モニタリング調査をすべき。

- ・ 保護柵などを設置する際に、人通りのある箇所においては、水源環境保全税で行っている旨の周知に努める必要があり、県民に税金が使われていることを一目で見て、知ってもらえる表現方法も併せて検討する必要がある。

4 間伐材の搬出促進

- ・ 平成27年に原木市場を拡張し受け入れ態勢を強化したが、むしろなんでもかんでも秦野と相模原に持ってこさせるような非効率を止めて、津久井と都留、山北町と小山町のように、互いに補完関係にある川上と川中が有効に機能するように仕向けることの方が大事であり、助成対象を県内事業者に限定せず、木材文化を共有する地域内で有効に働くように制度を工夫すべきだ。
- ・ 県がB材としている材でも、構造材として充分通用する材はたくさんある。今どきの住宅は、木を見せるところが殆どないし、マンションであれば柱すら使わない。節があるかを気にして、いい木を粗末にすべきではない。
- ・ 日常から木に親んでもらうことが将来の需要を創出するのであるから、産地に最初に誘致すべきは、設計事務所ではなく、デザイナーや木作家である。
- ・ 森林の再生と循環利用を進めたいのであれば、材価を上げることに専念するしかない。あと10年で助成財源が一気に減る前に、事業者の経営基盤を安定させる必要がある。
- ・ 現在、県が林業の振興の目安としている数値目標は、年間搬出量(m³)しかないが、もし本当に山をよくしたい、林業をよくしたい、と思うのであれば、掲げるべき目標は、カスケード利用の度合いや、有効利用や優良材の普及度合いなどでなければならない。
- ・ 「神奈川県産材」というだけでブランドになる訳ではなく、そこには更にきめ細かな対応が必要で、県の職員自ら、自信を持って積極的に売り込む気概が必要だ。
- ・ 今は流通の中心は自動車道であり、相模原の川中は山梨県、川下は中央自動車道の先の新宿。丹沢の川下は東名高速の先の青葉、麻生、世田谷～目黒一帯ということになり、営業対象は、その地域で活動する工務店や設計事務所、木工業者や雑貨店ということになる。
こうした地域に元々あった流通加工の流れを県が否定し、林業センター中心の仕組みに作りかえてしまったことで運送経路が変わり、効率が下がり、製材所の経営まで成り立たないような状況をつくり出してきた。
- ・ 一般会計で行われる事業の焦点がずれているために材価は低迷しており、この状況において、一般会計よりも多額である水源環境保全税を使って搬出助成を行っても、更なる材価の下落を招くだけである。
- ・ 多くの東京都民が丹沢大山を訪れ、ファンもたくさん獲得している。東京という日本一の大消費地に最も近い林業地という最も恵まれた場所にあるので、その優位性を生かすべきだ。
- ・ 間伐材の搬出促進に水源税を使うことに違和感を覚える意見もあるようだが、間伐により水源涵養機能が高められ、その木を使うことで森林の役割が発揮できるものと考え。県有林や公社造林と違い一般的に水源林は保育が不十分で形質の悪い木が多く、材価も低いので、補助金が無ければ水源林の搬出はかなわない。
- ・ 水源の森林の多くを占める私有林の水源涵養機能を将来にわたり保全していくためには、森林所有者が持続的に森林に手を入れて経済に成り立つ仕組みの構築が欠かせないが現状はそれが困難な状況にある。間伐材搬出促進事業はそこに手当をするものであり、将来の森林資源の利用に不可欠な木材流通インフラの存続と搬出技術の継承だけでなく、水源林を継続所有するモチベーション維持の点が必要であり、将来の神奈川の水源林保全に資するものである。
- ・ 税金を用いていることから、森林の所有者あるいは事業主が搬出支援を受けたことでどれだけ恩恵を受けているのか情報開示が求められる。継続すべき事業なのか判断するためにも、搬出支援の実例により市場での有用性を具体的に開示する必要がある。
- ・ 材の搬出量を表すだけでなく、その内容や課題、一般会計で行われている施策と有効に機能しているかどうかを、一覧できる状態になっている必要がある。
- ・ 間伐材の搬出促進は、技術面及び経済面から見た際に、水源環境の整備事業とは少し質が異なるものであって検討が必要である。
- ・ 間伐材の搬出促進が水源環境保全に貢献する体系図が描けず、投入される税金と効果の説明などの点からも水源環境保全税の性格を分かりにくいものにしており、特別対策事業としての継続も含めて事業のあり方の検討が必要である。
- ・ 夏場の搬入が少ないから搬出時期を平準化させると言うが、林業における収穫は秋冬であり、木が成長している最中の真夏に伐採を行うことは、材と産地としての評価を維持する上でも、よいことではない。

- ・ 事業のモニターにおいて、水源税の目的に照らした評価が困難であることが課題である。
- ・ 架線集材技術の復活のためには、地域の自伐林家に向けて、森林整備に高額投資は不要で、集材のための新しい道具も開発されているので小額投資で気軽に参入できる道が確立されていることを積極的にアピールする必要がある。
- ・ 架線集材技術を復活させたいのであれば、まず作業道をつくる上での指針が必要であり、道もない所では架線集材は行えない。特に丹沢の西側は、林道の整備が遅れているだけでなく、一般会計の財源不足によって通行止めになったところが復旧しないために林業も再開できない状況がある。
- ・ 材の評価が、柱がとれる、節が少ない、A材B材C材という画一的な評価は、建築や日用品市場の価値観から20年以上古い感覚である。神奈川県では、虫が入っただけで材がチップにされてしまう現状はあまりにも努力が足りないし、森林経営が不健全になっても当然と言わなければならない。アンケートを実施してみればすぐにわかる事だが、柱がとれる材がいい材だと答える人は少数派であり、ほとんどの人は、身近に置きたい地域の木の製品は、日用品や家具だと回答するはずである。
- ・ 地域材は、その地域の気候に応じた調湿効果や健康効果があり、また世代を越えた繋がりや社会貢献というかけがえのない付加価値を持っている。そうした木を求める人を探し、住宅資材を販売することはプロダクトアウトであるが、住宅資材ではなく、顧客層の嗜好を把握し、最初は家具や日用品などから入って嗜好を把握した上で住宅資材の需要に繋ごうとすればそれはマーケットインである。このプロダクトアウトとマーケットインという二つの考え方を理解していなければ、柱がとれない材の価値を見出してそれをお金に代えるノウハウも、その流通経路を開拓する技術も生まれない。材価安定の実現とは、そうした過程を一つ一つ獲得した先に起こる必然である。
- ・ 間伐材の出口は主に合板とよくある規格材であるが、全国規模で産地間競争が激しく、相場が下がりやすいので、林業者の意欲も高まらない。ハウスメーカーとの差別化に苦勞している町場の工務店や設計事務所が顧客に提案しやすいように、厚手のフローリングとその穴埋め材、壁材、大黒柱となる長尺材など、丹沢大山ファンのための適切なブランドの企画が必要である。
- ・ 県が想定している材の出口は、柱と合板とチップであり、全国規模で産地間競争が激しい上に、相場の影響をもろに受ける。大手に市場を奪われ続け散る街場の工務店や設計事務所が求めているのは、ハウスメーカーとの決定的な差別化であり、顧客に産地・銘柄・人柄を提案するために必要な情報であるが、神奈川県の材木では、トレーサビリティの意義や認証材との差別化も不明である。
- ・ 地域内の出先施設の廃止は経費の上からやむを得ないところもあるが、そこで森林整備技術の修得を行ったり、薪ストーブや薪ボイラーなど、地域の材を活用したり、通年の出口としての機能が果たされていれば、それによって森林で働く人が増え、人口減少に歯止めをかけるなどの効用も期待できた。廃止を決定する前に、広い視点から地域と施設のあり方を反省し捉えなおす作業が必要である。
- ・ 水源環境税の導入に至った大きな理由が、森林に後継者がいないことと、材価が安くて林業が単独では成立しないことであつたはずで、県には、材価を安定させ、他の職業との両立が可能な業態を創造するために、全力で挑む責任がある。

5 地域水源林整備の支援

- ・ 水源環境保全税が市町村の林務体制の弱体化と同時に、地域社会が林業を軽視するという弊害を起しており、地域と森林との距離を遠くしている。また、森林整備は県がやることという風潮になり、市町村の林務は逆に手薄になっており、市町村と森林の距離を遠くしている。
- だから、県は市町村に対し、人的な支援を行い、森林の整備計画や、作業道の指針づくりなどへの協力に向けて職員の技量向上を図り、広い視野と信念を備えた指導者の育成を図ることを優先すべきである。
- ・ モニタリングの質的指標が、「森林が適正に手入れされている状態」とされているが、人工林と広葉樹林では、「適正な手入れ」とその「状態」はおのずと異なるはずであり、市町村担当者や現場で施業にあたる伐採業者、現場担当者に対し、目標とする森林の状態や指標を明確に示していく必要がある。
- また、広葉樹林は、生物多様性の保全の観点から、つる植物や低木林の伐採は最小限にとどめ、特に急傾斜地や北斜面では伐採は行わないなどの配慮が求められる。地域の現場に即したこれまでの技術伝承も大切にしながら、きめこまやかな施業を行っていただきたい。
- ・ 県では支援の届かない細部まで行き届いていると思うが、市町村には県のように林務専門の人材が乏しいため、効果的な整備の設計を行う上で、金銭面だけではなく、技術面での県からの支援が必要である。
 - ・ 市町村と県が事業を通じて交流することで相互に刺激を与え合い、新しい整備手法や問題解決方法が生ま

れることが期待される。

- ・ 高齢級間伐については進捗率が低く、長期施業受委託方式などへの移行を図り、一層の促進を図ることが課題である。
- ・ 森林整備においては、人工林の整備が中心で、自然林にはほとんど触れられていない。ダム下流域の人家周辺の人工林を整備して、そこで水質改善とか水の安定供給というのは、理屈としては成り立たないのではないか。

6 河川・水路における自然浄化対策の推進

- ・ ダム湖下流域における生活排水が河川に流入することによる水源水質に与える影響が今後の課題としてあげられており、今後の水質保持・向上に期待が持てる。具体的にどのようなことがあげられるか次年度の報告書では明記して頂きたい。
- ・ 河川の連続性や生き物の往来を阻害している魚道のない古い堰堤に魚道を設置し、本来の生物の生息環境を確保する必要がある。その成果が誰の目にもわかるようになれば、観光にも学習にも力が入る。地域文化の活性化と共にその後の付加価値も期待できる事業である。
- ・ 平成26年度のモニターで大多数の委員が改善を求めた、松田町寄地区内で排出先が県の管理する川か町が管理する川かに分かっているために一体的な対策を妨げている問題は、いまだに議論されていない。早急に議論の場を設ける必要がある。
- ・ 平成25年度に作られた「生態系に配慮した河川・水路等の整備指針」は、市町村の担当者にも地域の住民にもわかりやすく、官民が一体となって地域の誇りを取戻し、地域の身近なところで共に美しい故郷をつくることに参加しやすくしている。
- ・ 生態系に配慮した河川・水路等の整備により、生物が増え、作物がよく実るなど成果が誰の目にもわかるようになれば、観光にも学習にも力が入る。地域文化の活性化と共にその後の付加価値も期待できる。
- ・ 河川の改善は、公助以外では行うことができない。県は手本を示し、市町村に対し、水源環境にふさわしい河川と水路のあり方や、構造、技術を示すことが大切である。
- ・ 元来、河川や水路は人工物で整備をすれば、浄化能力はなくなり、景観、生態系へのダメージのほうが高くなる。河川や水路を整備するのではなく、原因である生活排水対策や周辺の緑地対策のほうが効果が高い。モニタリングで見てきた限りでは、効果のある整備は見ることができなかった。今後の検討が必要である。
- ・ 直接浄化対策は一時的な対処であり、水源環境保全・再生の趣旨からみて除外してもよいのではないか。
- ・ 県は各市町村からの事業予算請求額を調査もなく予算執行をせず、十分に調査する必要があるのではないだろうか。河川整備後の維持管理までの予算を考慮していない事業が多く、予想以上の経年劣化がみられる現状にある。地域のボランティア頼みで河川の維持管理を行っている所ばかりで事業自体の必要性の有無を考えさせられるものが多い。
- ・ モニタリング調査結果の工事をした箇所の水質で、BODが良くなった所もあれば悪くなった所もあるのを見ると、短い期間だけで追いかけていくのは難しい。モニタリングはどれ位の期間継続したら良いのかということも書いておかないと、ここだけ見ると悪くなっているのではないかと短期的には受け取られるものもあるので、モニタリングの仕方というのも課題である。
- ・ 個別の事業モニタリングが、最終的に11番事業の水環境モニタリングと一定程度整合し、例えばBOD以外に平均スコア値や栄養塩の値なども併せてモニタリングすると、事業効果を明確に示す上で有効である。

7 地下水保全対策の推進

- ・ 水質保全や地下水汚染対策を実施した結果としての数値目標が明確になっていないので、定量的な効果把握ができないのではないか。
- ・ 足柄平野での調査・研究の成果とこれまで行われた事業モニターの結果を、県民会議のホームページから同じ事業のくくりの中で見られるようにする必要がある。
- ・ 市町村による汚染源の特定・対策や正確な涵養を容易にするためには、地下水の実態の正確な把握が有効である。温泉地学研究所との連携を通じて市町村の意識向上を期待する。
- ・ 対象地域の中で、地下水の実態が未解明である地域を重点的に調査し、市町村が独自に、汚染源の特定や対策を容易に行えるまでの支援を行うことが大切である。
- ・ 水源環境保全税を投入している以上は、汚染原因や原因者による対策の調査などを踏まえ、水質浄化の観

点からの有益性のみでなく、公平な費用負担の観点からも事業の評価・検討が必要である。

- ・ 飲み水としての地下水に加え、現在の大規模な豪雨をもたらす気象状況を考慮し、平地での水源かん養を高める対策を検討する必要がある。
- ・ 地下水の保全にとって農地の水源涵養・水質浄化機能も重要であり、農地の維持を図るため、農地、水路等の適正な維持管理活動への支援の検討も必要である。
- ・ 秦野市内には、多くの湧水があり、市民のほか多くの観光客も利用しているが、利用者のマナー向上のための普及啓発や利用者からの協力金徴収などの市町村の取組を期待したい。

8 県内ダム集水域における公共下水道の整備促進

- ・ 下水道普及率の進捗が低いのは、市町村が主体となって実施する末端の下水道に接続が進まないことが原因と考えられるが、高齢者や居住者の少ない宅地からの接続は早期に実施することは難しいと判断されるので、地域の実態把握による現実的な目標に見直して効果的な計画促進に繋げて頂きたい。
- 水質浄化目標値が明確になり、水質目標達成が可能であれば下水道普及率 100%でなくても良いのではないかと思われる。
- ・ 県は、ダム湖の上流地域に平成 38 年度末までに生活排水処理 100%という実現不可能な目標を長く見直す機運がなかったが、平成 29 年よりこの硬直した目標から、生活排水処理率に視点を変える方向に見直しが進んでいることは適切な対応である。
 - ・ また、浄化槽の申請が多いときは浄化槽を、少ないときは下水道と、弾力的な対応に転換したことは現実的な対応で評価できる。
 - ・ 過疎が進む地域に下水道と高度処理型合併浄化槽以外の選択肢を与えないという傲慢な目標を、生活排水処理率に修正し、順応的管理が機能した稀有な例として評価するが、修正に 10 年も要したことは、県の順応力の低さを証明することにもなっている。
 - ・ 目標達成度合いは、単純に生活排水処理率で表すべきである。高度処理型でなくとも元々基準を満たす合併処理浄化槽を利用しているお宅の場合は法律に違反している訳ではないし、浄化槽の高度処理型への転換や下水道接続は、助成があってもそれなりの費用がかかるので、地域の自主性に任せるべきである。
 - ・ 生活排水対策が遅れている地域をなくすという相模原市のねらいも、水質の面で見れば有効と言えるが、総合的な判断は、相模原市の皆さんがどう考えるかが最優先であって、県が目標を押し付けてよいものではない。
 - ・ 複雑な地形を克服するために設置するマンホールポンプは維持費が高く、これを更に拡大すれば、下水道使用料で維持費を賄うことは不可能だ。また、マンホールポンプを多用した下水道の仕組みは経費もかかるし、停電等システムの安定性には不安が残る。
 - ・ 県は人口密度が低く過疎が進むダム湖の上流を標的にしているが、ダムと取水堰の間にはもっと人口が多く、優先的に対策すべき地域がいくつも存在している。ダム集水域というだけで、長期に費用負担が大きい下水道の助成を推進する事業の意義はあまり感じられない。
 - ・ 少子高齢化に伴う税収減などの今後の整備環境を見据え、整備を加速して、県の助成制度がある平成 38 年度までに整備出来るよう計画を検討する必要がある。
 - ・ 整備促進により生活排水由来の汚濁負荷を軽減出来る面は有益性があるが、設備の維持管理コストの増加についても考慮し、コスト軽減のための受託企業選択、代替方法等を検討する必要がある。人口減少や超高齢化社会の影響による社会保障費増大など、今後の社会状況も踏まえた包括的な事業計画が必要であり、市町村の財政負担が増加することで県や住民への費用負担を求めることがない計画的な整備促進が求められる。
 - ・ 下水道整備は、将来にわたって自治体の財政の負担となる性格の事業であることから、計画の見直しを検討している市町村を支援するメニューとしての、コミュニティプラントへの切り替え助成や、戸別浄化対策に資する新たな技術の開発を急ぐことが期待される。
 - ・ アオコ対策として行っている事業であり、窒素、リン濃度の軽減による効果や特にアオコ発生頻度での効果等の計測結果について、結果が必ずしも直ちに効果として現れるものではない旨の説明も含め、示していただきたい。

9 県内ダム集水域における合併処理浄化槽の整備促進

- ・ 県は、ダム湖の上流地域に平成 38 年度末までに生活排水処理 100%という実現不可能な目標を長く見直す機運がなかったが、平成 29 年よりこの硬直した目標から、生活排水処理率に視点を変える方向に見直しが進んでいることは適切な対応である。
- ・ 過疎が進む地域に下水道と高度処理型合併浄化槽以外の選択肢を与えないという傲慢な目標を、生活排水

処理率に修正し、順応的管理が機能した稀有な例として評価するが、修正に10年も要したことは、県の順応力の低さを証明することにもなっている。

- ・ 県が求めてきた「高度処理型合併処理浄化槽」は、維持管理費用が高く設置している市町村や個人の負担が大きいが、人数が少ないお宅が2軒で1基の5人槽を共用したりするなど工夫することにより、処理効率も向上するし、既存の浄化槽よりも維持管理費が安くなり、高度処理型への移行が進む。
- ・ 既に基準に適合した合併処理浄化槽を設置しているダム上流域の事業者・住民に対して、既存の設備に代えて下水道料金よりも高額の維持管理費用が発生する最新設備の設置を推進することには課題がある。
- ・ ダム湖の上流は高齢化と過疎が進行してきた地域が多く、介護や後継者の問題を抱え老朽住宅に暮らす方々にとって、高額な浄化槽への転換は負担が大きいなどの地域の実情が課題としてある。
- ・ 浄化槽は、頻繁に買い替える品物ではないので、新たに購入する際の助成が用意されていればよく、目標を立てて進めるような事業ではない。まして建てて間もない新築同様の建物で、既に基準を満たした合併浄化槽が設置されているのに、さらに高度処理型への付け替えを求めることは誠に真むべきである。
- ・ この事業の目的は、富栄養化したダムの水質改善事業であるから、目指すところは水質であり、高度処理型合併処理浄化槽普及台数であってはならない。
- ・ また100%普及させるという目標は、高度処理型以外の水質浄化策の選択肢の排除につながっており、それが、地域の実情把握や、他県で進められているような多様な手法の開発の遅れにも繋がっている。
- ・ 県は、地域の実情に合わせた手法や技術の開発を支援し、地域の付加価値を高めるための役割を果たすことが求められる。
- ・ 遅れている事業の加速の視点で考えれば、酒匂川上流のキャンプ場群において無処理で川に垂れ流し続けている事例への対応こそ、優先して取り組まれてよいことである。
- ・ 取水堰は河口近くにあることを踏まえ、対策地域をダム集水域に限定せず、2つの河川全体を見て課題の部分に集中して対策が行われるべきである。現実的には中流～下流の方が人口が集中し、上流域よりも違法状態や既存不適格の箇所も多く、今後はこうした対策に取り組む意欲の高い自治体への支援に視点を変えた方がよい。
- ・ 事業のねらいを富栄養化したダム湖の水質改善としている以上、富栄養化したことがない丹沢湖の水質改善に緊急性はなく、上流域に関して対象地域の検討が必要である。
- ・ 負荷軽減量の計算結果による推測は県民には理解しがたい。視覚的に判断出来る水の透明度による説明が最も県民には理解しやすく、県民意識の向上に拍車がかかけられると考えられるため、今後、水の透明度をモニタリング項目に追加することを検討していただきたい。
- ・ 浄化槽の整備効果として、整備周辺の小河川の水質が目安となるので、水質調査や生き物調査が必要である。
- ・ 生活排水などが流れ込む川や水路の入り口のBOD、窒素、リン等の水質検査の頻度を増やし、市はそのデータを注視しながら啓発を行うことが求められ、住民の意識向上とコミュニティが必要である。
- ・ 既に設置に応じた地域の方々の努力に対しては、看板設置による広報を行うなど、都市住民に水源地域の努力が伝わるように努める必要がある。
- ・ 地域の状況により浄化槽設備の新設や更新に対する抵抗感は異なる面もあり、広報や県民フォーラムにおいても、そうした地域の努力を応援し、報いるような対応が必要である。
- ・ 県には、一社独占状態の製品の設置を推進するのではなく、自ら新たな研究を行って県民の生活の質の向上に資するよう資金と人材を分配することが期待される。

10 相模川水系上流域対策の推進

- ・ 広葉樹の森づくり事業に関して、写真の現場に関しては、広葉樹を植栽するよりも人工林針葉樹の間伐と自然遷移に任せた方がよかったのではないかと。あるいは、水源涵養機能の増進を目的とするのであれば、植栽した広葉樹苗に対して食害防止ネットを設置するよりも植栽地全体を柵で囲うなどして下床植生含めて面的に植生回復を図るほうが望ましいのではないかと。
- ・ 山梨県が行う森林整備を支援するだけでなく、他県の仕事の進め方からより多くを学び合うことが、超過課税を払う両県の県民に報いることでもある。
- ・ 桂川清流センター事業に関して、設備稼働後の事業達成度を表し方について検討する必要がある。
- ・ 今後のモニタリングを期待したい。

11 水環境モニタリングの実施

- ・ 対照流域法や河川モニタリングなど、県が行う大規模な生物調査などは、市町村が行えるような調査ではないことから、ホームページでの情報提供が期待されてきた。最近やっと自然環境保全センターのアドレスに掲載されるようになったが、県の水源環境保全税のページからも統一的に見るようにすべきである。
- ・ ダム湖への土砂の流入量や状況調査の結果や、その発生源と発生原因をに關係する情報は、別の部署のホームページに掲載されているため、水源環境税のホームページでまとめて見られるようになることが期待されている。また、将来の見通しや対策も、積極的に説明する必要がある。
- ・ 対照流域法モニタリングについて、既に他のモニタリングが実施されている地域があるため、その結果も反映させることにより精度を高めることも必要である。
- ・ また県内と山梨県の各機関が行っている調査情報を集め、誰でも見ることができる仕組みがあれば、神奈川県との状況を客観的に知ることもできるし、地域間の協力の進展も期待できる。
- ・ 対照流域法モニタリングは、超長期の継続が必要であり、期限付きの水源環境税を財源とせず、一般森林事業へ移行するよう早期に検討が必要である。現行の4試験地の施業内容（対照区の差）は小さいので、結果を示していく上での検討も必要である。
- ・ 森林生態系効果把握調査が実施されるようになったことは評価できるが、調査地の設定条件に関して、広葉樹、針葉樹といった林相だけでなく、地形、斜面角度、東西南北の向など条件を考慮して場所を設定いただきたい。
また、モニタリング結果で植生回復の成果が出ていない場所は、その条件等を検証し、今後の土壌保全対策や整備方針などに生かしてもらいたい。
- ・ 森林生態系効果把握調査について、3つの調査エリア内で、立地や地質、地形、広葉樹の植生等、多様な条件の違いによって調査結果はおおのずと異なるはずで、標高差、植生、地形などの条件を考慮し、エリアごとの調査地点をできるかぎり多くし、比較検証していただきたい。
- ・ モニタリング結果について、これまでは数字のみ、あるいは林内が明るくなり植生が回復したというだけの示し方であるが、例えば、目標とする植物や生き物を設定して、その増減を示す方が一般の県民には分かりやすい。
- ・ 水源地域の中で最も大きなウエイトを占める丹沢の森林劣化を県民に認識してもらい、理解を得るためには、森林生態系の視点での評価の取組が必要である。
- ・ 森林モニタリングにあたっては、ダム湖への土砂流入の量や状況を調査し、その発生源と発生原因を特定することが必要である。
- ・ 河川の県民参加型モニタリングについて、継続的な定点観測の面からは、公募市民による調査とともに、近隣の学校の課外授業での実施なども検討していただきたい。
- ・ 河川の県民参加型調査は、県民に事業への関心を持ってもらう意味で評価できる。例えば、標高の高い上流域での県民参加型調査を実施してはどうか。
- ・ 河川モニタリングはデータの表示のみとなっており、調査データの事業への活用が期待される。
- ・ 河川モニタリングにあたっては、河川の連続性や生き物の往来を阻害している魚道のない古い堰堤に魚道を設置し、本来の生物の生息環境を確保する必要がある。
- ・ アユの生息状況のモニタリングについて、以前と比べて相模川のアユがおいしくなっており、例えばそうしたのもも評価指標に取り入れてはどうか。
- ・ モニタリングについて、調査した情報の活用も考え、地域の方にも情報の価値を伝えることで「もっとこの川をきれいにしよう」などの次のアクションにつなげていくことが期待される。
- ・ 県内各機関で実施されている水質と生物指標の情報を共同で活用できる仕組みや、生物の生息空間と生息する種との関係把握も必要である。
- ・ 継続的なモニタリングは、事業を進める上でも県民理解を得る上でも不可欠であり、一定の経費がかかる場合でも実施していただきたい。

12 県民参加による水源環境保全・再生のための仕組み

- ・ 県民会議については、2つの委員会と3つのチームの書類のおさらい以外の話題がない、本質的な課題提起に時間を割かないのに、枝葉末節の話題は時間をかける、会議の前の打ち合わせに、モニター・フォーラム・

コミュニケーションの各リーダーを参加させていないため、会議の議論に広がりがない。

- ・ 施策調査専門委員会については、1年間を通じた活動の目標や継続した議論がない、委員から出された意見（点検結果・モニター）の検証が行われていない、点検結果報告書に対する主体性がなく、編集と校正に時間をかけすぎている。
- ・ 事業モニターについては、委員の1年目は、導入編・入門編として、現在進められている事業のモニターから始め、次年度は応用編として、何かしらの問題を抱えている現場を見るのが常道であり、最初から判断の難しい現場は避けるべきである。
- ・ モニターに行く以上は、何が問題で委員が見ておく必要があるのか、目的が明確でなければ意味がない。モニターに向けての県側の十分な準備がモニターの成果を決する。県側には、これまで県民会議が積み上げてきたモニターの成果や過去の経緯を受け入れて、更に進歩するための協力をお願いしたい。
- ・ 森林や河川の当事者（森林所有者や地域住民）にモニターに参加してもらい、意見をいただくことで、改善効果が上がると共に、水源地域の実情に合った事業実施に資することとなる。また、将来超過課税がなくなった後を引き継ぐべき人材が確保できる。
- ・ 「モニターチームが自らモニターする箇所を選定」となっていたが、選定会議は、1回短時間に開催されたのみで場所を選定する十分な時間はなかった。多岐にわたる事業のモニタリング場所の選定は事業を熟知した県担当者のサポートが不可欠と思われる。
- ・ 点検結果報告書の森林整備の事業費が総額で示されているが、林分ごとの費用も示して事業費と成果の関係性がよく見えるようにしていただきたい。
- ・ 水源環境機能の個別の方策と効果の評価に加えて、総括するための方法を具体的に検討する必要がある。
- ・ 成果があったかという表現も、水環境、自然を相手にした事業で5年や10年で成果が出るはずはない。事業の進捗であれば進んだということであり、それは成果とは違うのではないか。
- ・ 点検結果報告書を多くの人に読まれる内容に改善し、店頭販売出来るものにする。また、施策に関する地図や絵葉書、本、DVDなどを販売することも検討していただきたい。
- ・ 地に足のつかない経済評価よりも、県内における連環を示した経済波及効果の調査の方が有益である。水源地域では、水源環境税を支払った上に更に重い負担がかかっている。支払意志額の数字には、如実にそれが反映されてきているのではないか。
- ・ 経済評価の取組は良い試みだが、実施可能な範囲で進めることも必要である。
- ・ 経済評価にあたっては、次のような説明を示すことで、情緒的に偏重した意見を排除することができる。
 1. 事業を実施したことによる経済波及効果と共に県が把握している県内の経済連関を示す情報
 2. これまでの事業の成果と弊害・問題点
 3. 他県の制度との違いや、自助に対する公助の介入など、他県の制度との違い
 4. 超過課税終了と同時に、なくてもやっていける仕組みがどのくらいできているか
 5. 超過課税終了後に発生する問題の解決方法
 6. 県の実施する事業の具体的な内容
 7. 少数意見の尊重
- ・ 各公募委員の多様な経験と得意分野を活かし、能力を最大限引き出すためには、施策調査専門委員会や市民事業専門委員会においても、公募委員の意見表明の場をつくるのが有効である。
- ・ 県民は、委員は常に情報を収集し、その中から最新の情報の元に意見を述べていると信頼してくれているはずである。委員には現場での裏付けをとった上で発言する責任があり、現場を見る努力が必要である。また同時に、個別の問題を討議し、委員の技量を上げていく仕組みも必要である。
- ・ 森林に起きている、活動形態や林業のあり方、技術、働き方などの変化を正確に事業に反映するためにも、委員には林業の最新事情に通じた専門家を配置する必要がある。
- ・ 鹿や猪の活用をテーマとした団体を探して助成するなど、県もビジョンを持って可能性のある団体を発掘・育成するくらいの姿勢が必要がある。
- ・ 団体には、人とお金が足りないという意見がよくあるが、まず課題解決型の事業モデルを作ることにより、その収益によって地域の人を巻き込んで課題を解決することができ、事業モデルを作る総合力と実行力のある人材を発掘し、支援すれば、簡単に若返りを図ることもできる。
- ・ 市民団体への助成について、現在は作業参加を内容とするものに偏しており、評価や提言プログラムへの助成が今後の課題である。
- ・ 市民団体も鹿問題への関心は高く、鹿に関する情報提供や、罨免許の取得に道を拓くことも活動の活性化に効果が期待できる。

- ・ 浄化対策や森林資源の循環に資する技術の実験等に支援することで、安価で現地の状況に合った手法の開発に繋がる可能性が高まる。
- ・ 市民事業の調査研究について、環境のモニタリングのみでなく、崩落しやすい火山灰地の対策や活用方法など、現況の課題解決を図る研究テーマの検討もしていただきたい。
- ・ 市民事業支援補助金について、例えば補助金の審査の中に市町村の担当者を加えたり、県政総合センターの担当者の意見も交えるなど、制度に横の広がりを持たせることを実際にやってみると良い。また、この補助金を使って特色ある活動が出来たことに対しては、顕彰制度、表彰制度をやってみてはどうか。
- ・ 市民事業支援補助金の審査に公募委員が参加し、県民目線により事業の妥当性を検討する機会を設けることで、透明性を一層向上させることを期待する。
- ・ 市民事業団体の経済的自立にとって最も有効な手段は薪の販売であり、日本製の高性能の薪ボイラーや薪ストーブの普及はその大きな助けになる。架線集材技術や、架線や薪を作る資器材の購入の助成を促進すべきである。
- ・ 神奈川県は市民事業を盛んにしようとするなら、下がる一方の材価を安定させる必要がある。今のままでは、他県へ持って行った方が高く売れるからと、活動場所を神奈川県から移そうと考える団体も出ていてはないか。
- ・ 企業のCSR担当窓口からは、神奈川県は真剣に林業をやる気がなく、魅力がない場所と映っている。企業は、誰と何をすると効率的かを瞬時に見極めており、選ばれるところと選ばれないところの勝敗ははっきりしている。
- ・ フォーラムでは、直接事業に関わっている人の講演も有意義であるが、水源環境税や神奈川県を一步引いたところから客観的に見ている人の講演も受け入れる度量や余裕も必要である。
- ・ 森林や河川の問題を学校で取り上げる機会を増やせないかという議論がある。高校生・専門学校生・大学生をとり・みずカフェに招き、委員と共に県民との対話に参加してもらうとともに、フォーラムチームが学校の先生向けの講演会や交流の場を提供してはどうか。
- ・ 都市部で行うフォーラムでは、水源地域への敬意と感謝と共に、その苦労や森の魅力も併せて伝えるようにする一方で、水源地域で行うフォーラムでは、現地の課題解決に資する具体的な情報提供が必要である。
- ・ 都市部で行うフォーラムでは、森の魅力も同時に伝えることで、施策に対する親近感が高まるような工夫も必要である。
- ・ 広く県民に広報することを重点課題とし、もり・みずカフェを中心に実施してきたことは評価出来るが、今後は事業について、より踏み込んだ内容を情報提供することも必要である。
- ・ 神奈川県は県土も県民も多様であり、何にどう関心を持つかは地域や職業などにより人それぞれであるため、行政側は、森林、河川、野生生物、下水道などの問題を、県民が興味や関心を持ちそうな切り口から説明していくことが必要である。
- ・ フォーラムやもり・みずカフェで実施したアンケートに書かれた個別意見の分類や分析が必要である。参加者の中には現場をよく知る方もいるし、専門家が訪れたこともある。ご意見をお預かりした県民会議の責任において慎重に吟味する必要がある。
- ・ 点検結果報告書やモニターの議論が未成熟で、県民に発信できる情報がない。
- ・ 10年近く経過してもホームページ全体がつぎはぎで、改善が難しい。
- ・ 平成26年度、点検結果報告書やモニターの結果が見やすいように、県のホームページの表紙の整理を行ったが、今後は、各事業の進展や課題が見えるように更なる改善が求められている。
- ・ リーフレット「森は水のふるさと」と「支えよう！かながわの森と水」をもっと教育現場に普及させるべきである。

13 施策全般・その他

- ・ この施策は内容の議論が未熟なまま施策大綱が作られ、後は順応的管理で見直していくとされているが、その過程を、県も、県民会議も、施策調査専門委員会も避けて通っている。
- ・ 施策の見直しに当たっては、全国各地で展開されている様々なやり方を研究し、神奈川県の良いところと弱いところをあらためて確認すると共に、後から始めた県の良い点を学ぶことが大切である。
- ・ 県は、順応的管理といいながら委員からの指摘を取り扱う手法を持たず、施策調査専門委員会や会議での議論も形式的で、現場との調整や議論に発展することがない。
- ・ 「良質な水の安定確保」は、超過課税の目的となりえない。都市の水需要のために水源環境税が必要とい

う理屈なら、都市自身に努力を迫る必要がある。都市部の水需要は減っていくし、都市の雨は大金を使って捨てられている。また、節水技術を進めれば、需要はもっと押さえ込めるはずだ。

- ・ 水源が森林とは限らない。都市が水を求めるなら、災害を考えるなら、都市こそ雨の貯留能力を持ち、利活用すればよい。「水源」の視点を見直すべきである。
 - ・ 水源地域、特にダム周辺の地域の住民も、水源環境税を都市部と同等に負担しているが、彼らの不安定な簡易水道の水質は改善されていない一方で、過大投資とも言える高度処理型合併浄化槽、複雑な地形に増設される下水道施設による負担は増えており、水源環境税による負担の不公平を生じている。
 - ・ 県が目標に定める、良質な水（水源＝水資源）という考え方は非常に危険である。水ばかり見て、全体を見ていない神奈川県やり方は、すでにあちこちで綻びが生じている。
 - ・ 県が私有林に税金を投入できるのは、所有は個人であっても森林は社会共通資本だからである。県は、将来にわたる持続可能性に貢献する長期的な責任を負っている以上、契約満了後の後継者情報を確認するのは最低限の責任である。
 - ・ 県が水源税を使って間伐を行って手のかからない状態となった森林は、平成29年度以降、順次森林所有者に返還されるが、所有者が売却し悪意の第三者に渡って皆伐後売却ということも考えられるので、契約書の改訂や材価対策など、現場を守るための対策が早急に必要である。
 - ・ 出口戦略なしに山ばかり作っても、増えるのは借金だけである。そんな経営が、森林が、持続可能であるはずがない。最初に必要なのは、材価の上げることであり、材価を上げるためには用途と市場の開拓である。
 - ・ 丹沢山地には年間何十万という登山者が訪れ、彼らは山を傷めて帰ってしまう。土壌保全にお金を使うよりも先にオーバーユース対策が必要であり、傷んだ山への理解と森林整備への協力などを伝えていくためにも、産公学民が連携した発信など、もっと協力の輪を広げる努力が必要である。
 - ・ 県民に約束した時間は20年間であるが、それは最も問題の解決に時間がかかった場合であり、いただいた期間内ですべての問題を解決しておくことは県民との約束である。
 - ・ 山にはたくさんいい木があるのに伐り捨てており、狩猟は獲物を獲るためでなく撃つことが目的になっている。どう生かすかという議論はいつ始まるのか。
 - ・ 水質の向上や水量の安定の観点からは、既存事業であっても、今後、県や国が関与する森林に水源環境税を投入して事業を実施していくことが必要である。
- ただし、単純に基盤整備のためとの理由で林道や治山に利用出来るということではなく、事業内容に応じて慎重に判断していくべきで、次期計画の検討の際には、個別具体的な事業に関して議論する必要がある。
- ・ これまで水源環境保全税を使って12事業をやった中での新たな課題として、土壌、スコリアの流出については台風でかなり大きな被害が出ており、例えば一定の基金を設けて緊急対応するようなことが、長い目で見れば水源環境にも有効である。
 - ・ 超過課税による森林整備は、公助による緊急的な保護である。各施策は、いずれ公助による手助けを離れ自立することを前提とし、継ぎ目なく自助と共助に委ねられる備えを進めることが大切である。
 - ・ 特別対策事業とは急性期の救急処置であり、緊急大手術と劇薬が投与されている状態である。どんな薬でも大量に投与すれば副作用があり、急性期と同じ量の服用を続ければ有害である。前施策調査専門委員会委員長の言葉にもあるように、地域にも森林にも、そこに元々備わっている自然治癒力に任せる時期が近付いており、今後は、生活習慣の見直しや、職場復帰に向けてのリハビリの段階に入っていく。薬を減らし、自然治癒力を高める生活や体力づくり、無理をしない働き方をみんなで考えていく事が再発防止に最も有効であるだけでなく、地域の未病対策にもなる。
 - ・ 20年間は最も問題の解決に時間がかかった場合であり、いただいた期間内で解決することは県民との約束であることを認識する必要がある。
 - ・ 県民は、施策を確保量と予算の消化で達成度ではなく、20年経過後に超過課税がなくなってもやっていたりける仕組みができていくかという視点からの点検も求めている。
 - ・ 施策をいつまでやるのかよりも、例えば木材生産を間伐までに止めるのかどうかなど、県の取組としてどこまでやるのか、全体的な考え方を提示する必要がある。
 - ・ 税の名称を簡略にした結果、森林＝水源といった極端な解釈の余地をつくり、森林の持つ多様な価値が排除されるような印象を生じさせることがあり、水源環境保全税のあり方からは名称を「水源地域の森林や河川などの環境保全の税」とした方がより正確である。
 - ・ 超過課税との理由で目的税化する必要は必ずしもなく、事業の有効性を考えれば、税の使い道としてもっと柔軟にやっていく方向や、一般財源事業と特別対策事業の組み替えや再整理についても検討の余地がある。
 - ・ 今後、新たな取組を継続していくときには、もう一度、一般財源の使い方と目的税としての水源環境保全

税を共有化していくことについても検討していくことも必要である。

- 各事業を相乗的に機能させるためには、各事業間の人をつなぐとともに、多角的な組み合わせを十分に検討することが必要である。
- 都市と水源地域は補完関係にあるが、地域の構造はまるで違う。都市部では多くが一つの収入源に依存し、その組織の利益のために働くが、地域は元々自営の経営者の集まりであり、同じ人が地域のいくつもの役割を引き受けて、そのバランスを維持して暮らすことが普通で、伝統的に地域全体の利益を優先すべしとの理念が引き継がれている。しかし特別対策事業の多くは、金銭で問題を解決しようとする都市部の偏った発想で作られており、水源地域の必要とすることとはかみ合わないものも存在している。施策の点検にあたっては、時代の変化と共に、地域の資源や仕組みの違いについて広く考慮する必要がある。
- 森林と生活排水の問題の本質は、水源地域の過疎の問題である。水源の環境と地域の活性の両方に寄与する手法の開発が必要である。